

## 各種戸籍届出の項目別資格年齢表

届出の種類	項目	資格年齢
婚姻届	婚姻できる年齢	男女ともに 18 歳※
	父母の同意	18 歳未満は必要※
	証人になることができる年齢	20 歳
	※ 経過措置として、施行日の令和 4 年 4 月 1 日時点で既に 16 歳以上（平成 16 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の女性は引き続き、18 歳未満でも婚姻することが可能。ただし、父母の同意が必要。	
離婚届	親権に服する年齢	18 歳未満
	証人になることができる年齢	18 歳
養子縁組届	養親になることができる年齢	20 歳
	証人になることができる年齢	18 歳
養子離縁届	証人になることができる年齢	18 歳
分籍届	届出できる年齢	18 歳以上
帰化届	帰化の条件	18 歳以上で本国法によって行為能力を有するもの
国籍選択届	国籍選択の条件	二重国籍になったのが、18 歳未満であれば 20 歳までに選択。 18 歳に達した後であればその時から 2 年以内に選択。
国籍取得届	国籍の再取得の条件	18 歳未満のもの
	認知された子の国籍取得の条件	18 歳未満のもの
性別の取扱いの変更の審判	申し立てができる年齢	18 歳以上

